

審 査 決 定 報 告 書

総務環境委員会

令和7年第2回水戸市議会定例会において当委員会に付託されました議案第55号ほか5件の審査の経過及び結果について、水戸市議会会議規則第101条の規定に基づき報告します。

これらの案件については、6月19、20日に委員会を開催し、慎重に審査を行いました。その結果は、下記のとおりであります。

以下、審査の概要を申し上げますと、

1 議案第55号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

本案は、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の改正に準じ、投票管理者や投票立会人等の報酬額の引き上げを行うものであり、条例の適用時期等について、種々質疑応答を重ねました。

この後、採決の結果、全会一致をもって、原案を可決すべきものと決定いたしました。

2 議案第56号 水戸市職員の育児休業等に関する条例及び水戸市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

本案は、地方公務員の育児休業等に関する法律の改正等に伴い、部分休業制度の拡充等を図るため、関係規定の整備を行うものであり、本制度の対象者の範囲等について、種々質疑応答を重ねました。このうち委員から、「職員の制度利用に向け、分かりやすく丁寧な周知啓発に努められたい」等の意見が出されました。

この後、採決の結果、全会一致をもって、原案を可決すべきものと決定いたしました。

3 議案第57号 水戸市市税条例の一部を改正する条例

本案は、地方税法等の改正に伴い、特定親族特別控除の創設に対応するほか、加熱式たばこの課税標準の見直しを行うため、関係規定の整備を行うものであります。

個人市民税に係る改正では、国において特定親族特別控除が創設された経緯について、控除対象者数について、歳入への影響額について、たばこ税に係る改正では、課税標準の見直しによる税収見込み等について、種々質疑応答を重ねました。このうち委員から、「分煙のさらなる環境整備を行うなど、財源の有効活用に努められたい」等の意見が出されました。

この後、採決の結果、賛成多数をもって、原案を可決すべきものと決定いたしました。

以上のほか、議案第63号 令和7年度水戸市一般会計補正予算（第2号）（た

だし，別表中歳出を除く），報告第16号 専決処分について（水戸市市税条例の一部を改正する条例），報告第20号 専決処分について（令和7年度水戸市一般会計補正予算（第1号））（ただし，別表中歳出を除く）についても，執行部から説明を受けた後，採決の結果，いずれも全会一致をもって，原案を可決，承認すべきものと決定いたしました。

記

議案第55号，議案第56号，議案第57号，議案第63号（ただし，別表中歳出を除く）

以上，原案を認める。

報告第16号，報告第20号（ただし，別表中歳出を除く）

以上，承認する。

上記のとおり報告する。

令和7年6月24日

水戸市議会議長 松本勝久様

総務環境委員会

委員長 森 正 慶